

施策 1 学校教育の充実

主要施策(1) 小中一貫教育の推進

将来あるべき姿

子どもたちの「生きる力」をバランスよく確実に育むため、全ての学習の基礎となる力や、諸課題に対応できる資質・能力が育成されるよう、小学校と中学校との垣根を越えて系統性や連続性のある小中一貫教育を行うことで、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもたちが育っています。

協働の取組

① 小中一貫校の整備

現状と課題	少子化により学校規模の差が広がる中、単学級かつ少人数学級の拡大により切磋琢磨する日常的な集団学習活動が困難となっている学校があります。また、近年の教育における個性重視、創造性、思考力・表現力の育成、選択の機会の拡大などの基本原則や中一ギャップ、児童・生徒の発達の早期化などにより義務教育の6・3制の見直しが必要になっています。
市の取組	6・3制にとらわれず、義務教育9年間を通して4・3・2制など、段階に合ったきめ細やかな教育ができる一体型校舎による小中一貫校を、各地域の代表者や学校関係者、保護者、教員等で組織する小中一貫校開校準備委員会などでの協議を経て、東条地域は東条文化会館周辺で2021(平成33)年度に、社地域は社中学校周辺で2024(平成36)年度に、滝野地域は滝野中学校周辺で2027(平成39)年度にそれぞれ開校します。また、開校後においては、小中一貫校開校準備委員会を新しい組織へ移行し、継続的に学校運営について協議します。
市民・地域・事業者等の取組	●地域や学校関係者、保護者などは、子どもたちにとってより良い学校となるよう、小中一貫校の整備や運営に積極的に関わります。

② 通学施策の確立

現状と課題	小中一貫校の整備に伴う通学環境の変化により、通学路の再編をはじめ、遠距離通学となる児童・生徒の通学手段の確保が必要です。
市の取組	小中一貫校を中心に、小学生については半径3km未満に公民館・集会所がある地区(自治会)は徒歩通学、3km以上はスクールバス利用、中学生については自転車通学を原則とし、小中一貫校開校準備委員会などでの協議を踏まえ、安全な通学路を設定します。あわせて、見守り活動の協力について地域と協議します。
市民・地域・事業者等の取組	●地域や学校関係者、保護者などは、子どもたちの通学手段の確保や通学路の設定に、積極的に関わります。 ●地域は、子どもの見守り活動に協力します。

③ 児童・生徒交流の推進

現状と課題	児童・生徒が小中一貫校での学校生活を円滑にスタートできるよう、開校の準備段階から小学校間や小中学校間の交流を深めていく必要があります。
市の取組	小学校内での異学年交流や、自然学校などの行事を基盤とした小学校間の児童交流、児童会・生徒会活動や体験活動などによる小中学校間の児童・生徒交流を計画的、継続的に実施します。
市民・地域・事業者等の取組	●地域は、異学年や異世代などの交流を意識した地域行事を設定します。

④ 小中一貫教育カリキュラムの作成・活用

現状と課題	小学校高学年での専門的な指導や、児童・生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導の充実など、学習指導の工夫が求められています。
市の取組	小中一貫教育の教科カリキュラムを作成し、小中学校教職員の児童・生徒に対する指導方法などの共有を図るとともに、教職員に対する研修機会を充実させることにより、義務教育9年間を見通した系統性のある教育を実践します。
市民・地域・事業者等の取組	

⑤ 地域に根ざした学校づくり	
現 状 と 課 題	地域に根ざし、地域と共に歩む小中一貫校とするため、地域との結びつきの深い学校づくりを展開していく必要があります。あわせて、児童・生徒が伝統や文化を尊重し、郷土への愛着を深めるためのより一層の取組が求められます。
市 の 取 組	地域人材や地域資源 ^{*135} を活用して、郷土の良さを伝え考える、ふるさと学習「かとう学」について、副読本を作成し、実施します。また、子どもたちの地域活動への積極的な参加などを通して、地域と共に次代の郷土をつくる人材育成に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	●地域は、地域の良さを伝え、地域について学ぶ「ふるさと学習」に積極的に協力します。また、地域の人々と子どもたちが交流できる機会を積極的につくります。

まちづくり指標

指 標 名 (協働の取組番号)	指 標 の 考 え 方	方向性	実 績 値 2011 (H23)	基 準 値 2016 (H28)	目 標 値 2022 (H34)
① 小中一貫校開校数	小中一貫校の開校状況【累計】	↑	—	—	1校 2021 (H33)
① 小中一貫校開校準備委員会等設置校数	小中一貫校開校準備委員会(学校運営協議組織)の設置状況【累計】	↑	—	1校	3校
② 小中一貫校スクールバス運行及び通学路再編校数	小中一貫校における、スクールバス運行と通学路再編の状況【累計】	↑	—	—	1校 2021 (H33)
③ 小学校・小中学校間の交流活動実施率	統合する小学校間又は小中学校間において、児童・生徒の交流活動を実施した学級の割合【累計】	↑	—	40.0%	70.0%
④ 小中学校教員の合同研修会実施回数	小中学校教員を対象とした合同研修会の実施状況【累計】	↑	—	18回	48回
⑤ 「かとう学」副読本の作成進捗率	ふるさと学習「かとう学」の副読本の作成進捗状況【累計】	↑	—	20.0%	100.0% 2020 (H32)

関連する主要施策

- ◆ (11) 図書館機能の充実→P86
- ◆ (44) 新たな行政需要に対応した施策の展開→P152
- ◆ (45) 効率的で効果的な交通サービスの実現→P154

関連する個別計画

- ◆ 教育大綱
- ◆ 教育振興基本計画
- ◆ 公共施設等総合管理計画
- ◆ 地域公共交通網形成計画

東条地域小中一貫校(県道小野藍本線からの景観イメージ)



※計画内容については詳細設計を進めるにあたり変更となる可能性があります。

施策 1 学校教育の充実

主要施策(2) 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

将来あるべき姿

自らの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく備えて、大きく変化する社会でも自立した一人の人間として力強く生きていく子どもたちが育っています。

協働の取組

① 効果的な授業の展開

現状と課題	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、思考力や判断力、表現力など、知識・技能を活用する力とともに、深い学びにつなげるため、主体的に学ぶ態度を育成することが求められています。
市の取組	学力向上プロジェクト委員会を中心に、指導方法の工夫改善を図り、学力向上に取り組めます。また、少人数指導や補充学習の実施により、主体的に学ぶ態度を育成するなど、効果的な授業を展開します。
市民・地域・事業者等の取組	●市民は、学習チューター ^{*26} として、授業などを支援します。

② 家庭学習の習慣化の推進

現状と課題	児童・生徒の学習内容をより確かに定着させ、学力を伸ばすためには、学校教育と家庭学習が連動することが大切であることから、児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習の充実が求められています。
市の取組	地域人材の活用を推進し、放課後補充学習や長期休暇中の自主的学習をサポートする加東スタディライフ ^{*33} の充実を図ることで、主体的に学ぶ子どもを育成します。また、「家庭学習の手引き」などを活用し、家庭と連携して、家庭学習の習慣化、充実を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、子どもたちの家庭学習に関心をもって生活環境を整え、温かく見守り励まします。 ●市民は、放課後補充学習や加東スタディライフの取組に協力します。

③ 英語教育の充実

現状と課題	2020(平成32)年度からの小学校英語教科化に向け、英語指導助手(ALT) ^{*12} とのチーム・ティーチング ^{*158} を核に授業研究を進める必要があります。また、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語教育のさらなる充実が求められています。
市の取組	ALTなどを活用した対話、討論等の機会を充実させるなど、小中9年間にわたって一貫した英語教育の充実に取り組めます。また、研修などを通して小中学校教員の英語指導力の向上を図るとともに、「かとう英語ライセンス制度」 ^{*29} や「加東わくわく英語村」 ^{*34} 、オリンピック市との国際交流などの内容を充実させ、より実践的な英語力やコミュニケーション能力の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	●市民は、小学校の英語教育に指導助手として協力します。 ●国際交流協会は、子どもたちが国際交流や異文化体験活動、英語コミュニケーション活動に取り組める機会や場を提供します。

④ 運動の習慣化・保健教育と食育の推進

現状と課題	子どもの生活習慣 ^{*109} や体力・運動能力の状況を把握した指導とともに、健康寿命の延伸につながる望ましい食習慣の形成のための食育が求められています。
市の取組	保健指導などを通して、健康的な生活を送ろうとする態度や能力を育成します。特に、食育においては、学校給食や「かとう和食の日」 ^{*35} を通して、家庭や社高等学校と連携しながら、食文化・食生活への関心や理解を深め、望ましい食習慣の形成に取り組めます。また、中学校部活動の外部指導者を拡充し、部活動の活性化と生徒の技能向上を図るとともに、運動能力テストの結果を踏まえた体育授業を行い、体力向上と豊かなスポーツライフの実現を目指します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、子どもに、「早寝、早起き、朝ごはん」などの生活習慣を家庭で身に付けさせます。 ●社高等学校は、小中学校と連携し食育活動の拡充を図ります。

⑤ ICT機器を活用した教育活動の充実

現 状 と 課 題	社会の情報化が急速に進展する中、児童・生徒がICT機器 ^{*2} を活用する学習活動を展開し、発達段階に応じた情報活用能力の向上を図ることが求められています。
市 の 取 組	授業研究や研修などにより教員の情報活用能力の向上を図るとともに、電子黒板 ^{*159} やタブレット機器 ^{*129} などのICT機器を活用した授業を展開し、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力をバランスよく育成します。また、情報モラル ^{*107} 学習を実施し、正しく安全にインターネットを利用する態度や能力を育成します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、正しく安全なインターネットの利用の仕方について、子どもと話し合う機会をつくります。

まちづくり指標

指 標 名 (協働の取組番号)	指 標 の 考 え 方	方向性	実 績 値 2011 (H23)	基 準 値 2016 (H28)	目 標 値 2022 (H34)
① 児童・生徒の授業理解度	質問紙調査 ^{*94} において、学校の授業がわかると答える児童・生徒の割合	↑	—	74.9% (国:75.1%)	80.0%
② 児童・生徒の学校外学習実施率	質問紙調査において、学校の授業以外で、平日に1時間以上学習すると答える児童・生徒の割合	↑	—	65.6% (国:65.2%)	75.0%
③ 中学3年生の英検3級相当以上の英語力習得率	英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の状況	↑	—	39.9%	56.0%
④ 児童・生徒の朝食摂取率	生活アンケートにおいて、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合	↑	—	87.7%	94.0%
⑤ 児童・生徒の情報活用能力育成度	情報アンケートにおいて、収集した情報を整理して、発表資料を作成することが得意であると答える児童・生徒の割合	↑	—	—	20.0%

関連する主要施策

- ◆ (7)学校教育環境の整備充実→P78
- ◆ (22)健康増進の推進→P108
- ◆ (23)出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり→P110
- ◆ (46)国際交流の推進→P156

関連する個別計画

- ◆ 教育大綱
- ◆ 教育振興基本計画
- ◆ 電子自治体推進計画



施策 1 学校教育の充実

主要施策(3) 心の教育の推進

将来あるべき姿

子どもたちに、他者への思いやりや感動する心、自分と他者の互いの個性や価値観の尊重、人権意識など、豊かな人間性が備わり、個人として、社会の一員としての生きる力が育まれています。

協働の取組

① 家庭や地域と連携した道徳教育等の充実

現状と課題	道徳教育の実質化や質的転換を図ることを目的に、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」(道徳科)となることに伴い、子どもたちの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、学校・家庭・地域が連携した取組をより一層推進する必要があります。
市の取組	オープンスクール ^{*16} などで道徳の授業を公開し、家庭・地域と連携した道徳教育を推進するとともに、道徳の教科化に伴う年間指導計画の見直しや評価導入などを通して、考え、議論する道徳の授業を展開します。さらに、各教科などにおける道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳実践力を育成します。また、人権講演会などを通して、児童・生徒一人ひとりの人権に対する正しい理解とあらゆる偏見を見抜く力を育成します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、道徳の授業や教材の内容について、子どもと家庭で話し合う機会をつくります。 ●市民や保護者は、講演会など、人間性を高めるための学びの場に積極的に参加します。

② 体験活動の充実

現状と課題	少子化や科学技術の進展など、社会の変化に伴って、子ども同士が関わり合ったり豊かな自然にふれたりする機会や生活上の困難を克服する体験が減少しており、命を大切にする心や思いやりの心、自尊感情 ^{*91} や規範意識 ^{*42} を養う教育の充実が求められています。
市の取組	環境体験事業(小3)、自然学校推進事業(小5)、わくわくオーケストラ教室(中1)、トライやる・ウィーク ^{*172} (中2)など、系統性やキャリア教育の視点を踏まえた、自主性や協同性を培うことができる学習を展開するとともに、学んだことをその後の生活や学習に活かすための事前・事後指導の工夫に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、体験活動の趣旨を理解し、子どもと十分にコミュニケーションを図るとともに、社会的な自立を促すよう努めます。 ●地域は、地域の良さや伝統を子どもたちに伝えるため、積極的に体験活動に協力します。 ●事業者は、トライやる・ウィークなどにおいて、より幅広い職種で生徒を受け入れ、社会のルールや仕事に対する姿勢などについて指導します。

③ 互いを高めあえる授業・集団づくり

現状と課題	いじめや不登校など、子どもの問題行動の未然防止と早期発見・対応のため、学校と家庭、地域が連携した取組が求められています。
市の取組	教育活動全体を通して、児童・生徒間の絆づくりを意識した授業や集団づくりにより、豊かな心や人間関係を構築する力を育成するとともに、児童・生徒が楽しく充実した学校生活を送れるよう、内面理解に基づく組織的な指導を推進します。また、保護者や地域と連携して、あいさつ運動や見守り活動を通して児童・生徒の規範意識やマナーの向上に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者や地域は、児童・生徒に関する互いの気付きを共有できるよう、日頃から学校と相談し合える関係づくりに努めます。 ●市民は、あいさつや温かい声かけ、社会のマナー・ルール遵守など、子どもの模範になります。

まちづくり指標

指標名 (協働の取組番号)	指標の考え方	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
① 保護者・地域の道徳授業に対する満足度	道徳授業について満足と感じる保護者・地域の割合	↑	—	—	80.0%
② 児童・生徒の自尊感情醸成率	質問紙調査 ^{*94} において、自分には良いところがあると思っている児童・生徒の割合	↑	—	32.8% (国:31.8%)	47.0%
③ 児童・生徒の学校生活満足度	質問紙調査において、学校生活に満足する児童・生徒の割合	↑	—	54.5% (国:51.8%)	64.0%

関連する主要施策

- ◆ (13)地球環境の保全に向けた取組の推進→P90
- ◆ (18)人権施策の総合的推進→P100
- ◆ (19)男女共同参画社会の推進→P102

関連する個別計画

- ◆ 教育大綱
- ◆ 教育振興基本計画
- ◆ 人権尊重のまちづくり基本計画
- ◆ 環境基本計画及び行動方針



施策2 学びや育ちを支える環境づくり

主要施策(4) 健全な子どもを育てる環境づくり

将来あるべき姿

学校・家庭・地域の密接な連携の中で、次代の担い手としての子どもたちが健やかに育ち、地域や社会の関わりを自覚しつつ、健全な自己を確立しています。

協働の取組

① 保護者等の学びの機会の提供と家庭を支える体制づくり

現状と課題	人間関係が希薄化する一方、複雑化・多様化する社会の変化の中で、ネットトラブルやいじめなど、保護者自身が子どもの抱える課題に対応できない状況が見られることから、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭を支える体制づくりを推進する必要があります。
市の取組	青少年健全育成懇談会や情報モラル学習会など、保護者等の学びの場を、PTAや補導委員会、警察などの関係機関と連携しながら、計画的に、かつニーズに応じて提供し、家庭や地域教育力の向上に努めます。また、スクールカウンセラー ^{*111} やスクールソーシャルワーカー ^{*112} などを有効に活用するとともに、福祉部局、県中央子ども家庭センターなどの関係機関と連携して、家庭を支える体制づくりを推進します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者や市民は、誘い合って学びの機会に積極的に参加し、子どもを取り巻く課題について学びます。 ●地域は、相談しやすい人間関係づくりを進め、子育て世代を支える温かい地域づくりに努めます。

② 学校と家庭・地域等の連携による子どもの教育体制づくり

現状と課題	子どもたちが地域の中で多様な経験や学びを得られるよう、地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりが求められています。
市の取組	学校行事の運営支援、部活動や学習活動の指導など、学校の教育活動に地域住民が参画する取組を推進します。また、学校評議員会 ^{*27} の活性化を図り、学校における特色ある教育活動を促進します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者や市民は、PTA活動や体験活動など、学校教育を支援する活動に進んで参加します。

③ 地域における子どもの安全と健全育成

現状と課題	交通事故や不審者のニュースが絶えない中、学校や通学路、地域における子どもたちの安全確保について継続した取組が必要です。また、子どもたちがトラブルや犯罪に巻き込まれない社会の構築が求められています。
市の取組	地域子ども見守り隊の協力を得た登下校時の子どもの安全確保、ネット見守り隊 ^{*182} によるSNSの監視活動 ^{*14} 、PTAによるあいさつ運動や補導活動など、保護者や地域、関係機関と連携して、子どもの安全・安心を確保するとともに、健全育成に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	●市民は、地域子ども見守り隊や補導活動、ネット見守り隊に積極的に参加し、子どもの健全育成に協力します。 ●市民や地域、事業者などは、地域全体で子どもたちを見守り育てます。 ●事業者は、青少年愛護条例などを遵守し、青少年の非行防止に努めます。

まちづくり指標

指標名 (協働の取組番号)	指標の考え方	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
① 保護者等の学習会等実施回数	保護者や地域住民等を対象とした情報モラル教育や人権教育、特別支援教育などに関する学習会等の実施状況	↑	—	32回	45回
② 子どもの教育活動に協力する市民の割合	市民アンケートにおいて、オープンスクール ^{*16} などの学校行事や学校でのボランティア活動に参加する市民の割合	↑	30.6%	44.9% 2017(H29)	50.0%
③ 子ども(青少年)の安全対策や健全育成に協力する市民の割合	市民アンケートにおいて、青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加する市民の割合	↑	29.9%	31.4% 2017(H29)	36.0%

関連する主要施策

- ◆ (6) 幼児教育と保育サービス等の充実→P76
- ◆ (24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実→P112
- ◆ (37) 安全・快適で機能的な道路整備等の推進→P138
- ◆ (55) 交通安全・防犯対策の推進→P174

関連する個別計画

- ◆ 教育大綱
- ◆ 教育振興基本計画
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画



施策 2 学びや育ちを支える環境づくり

主要施策(5) インクルーシブ教育の充実

将来あるべき姿

障害などのある支援が必要な子どもたちに対して、発達サポートセンター「はぴあ」が中心になって、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目ない支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れています。

協働の取組

① 総合的な相談体制の充実

現状と課題	発達障害をはじめ、支援が必要な乳児から成人までのさまざまなニーズに対応できる総合的な相談体制の充実が求められています。
市の取組	保健師や教育相談支援員、心理士による相談や医師による診察などを継続して実施するとともに、心理士による発達検査を常時実施するなど、より専門的で総合的な相談体制を構築し、その人らしく生活できるよう、それぞれの状態に応じて適切にサポートします。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、乳幼児健康診査や乳幼児相談・教室などにより、早期から子どもの発達状態を把握します。 ●事業者は、発達障害などに対する理解を深め、保護者が乳幼児相談などに気兼ねなく参加できる職場環境の整備に努めます。また、児童発達支援事業や、放課後等デイサービス事業を充実させ、個々のニーズに合ったサービスを提供します。

② インクルーシブ教育の充実

現状と課題	集団生活の中で、困り感をもった子どもたちが増えており、子どもたち個々の特性を理解した適切な支援が求められていることから、保育教諭や教職員などの資質をより一層高める必要があります。
市の取組	発達サポートセンター「はぴあ」が、学校・園を巡回し、子ども一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮 ^{*69} などについて指導や助言を行うとともに、必要に応じて専門家のアドバイスを受け、子どもたちが過ごしやすい環境を整えます。さらに、支援が必要な子どもについてサポートファイル ^{*79} の作成を促し、関係機関が共通理解を得ることで、一貫した支援につなげます。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、学校・園との連絡を密にし、子どもの状態を把握します。 ●市民は、積極的に研修に参加し、インクルーシブ教育^{*7}についての理解を深めます。

③ 早期療育の推進

現状と課題	乳幼児期に言語発達の遅れや落ち着きがないなど、行動面でのやりにくさがある、就園後に個別支援が必要になる、また、就学後に学習面での配慮が必要になるなどの子どもたちが集団に適応し、将来、自立や社会参加を可能にするためには、早期発見、早期支援が重要です。
市の取組	関係部局などと密接に連携しながら、支援の必要な子どもの早期発見に努め、適切かつ効果的な支援につなげます。また、未就園の子どもと保護者を対象に、遊びを通して集団生活に必要な能力を身に付けるため、集団療育 ^{*226} を実施します。さらに、就学前の子どもや小中学生に対しても、対人関係のトラブルを回避する術を身に付け、良好な人間関係を築けるよう、個別・集団療育を実施します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、早期療育の重要性を理解します。 ●事業者は、療育事業への保護者の参加を支援します。

④ 研修・啓発の充実

現 状 と 課 題	発達障害などにより生きづらさがある人たちが、自分らしく生活できる環境を整えるため、みんなが発達障害についての理解を深める必要があります。
市 の 取 組	教育・福祉・保健などの関係者だけでなく、これまで関わりの浅かった市民も含めて、それぞれのニーズや状況に応じた研修を実施し、誰もが発達障害などに関する知識や理解を深め、適切な対応を学び、良好な人間関係を築くことで共生社会の形成を目指します。また、何らかの支援が必要な子どもの保護者に対して、ペアレントトレーニング ^{*201} を実施し、親と子の良好な関係づくりを進めます。
市民・地域・事業者等の取組	●市民は、研修への積極的な参加などにより、発達障害などに対する理解を深めます。 ●関係機関従事者は、研修への積極的な参加などにより、発達障害などに対する理解を深め、指導力向上に努めます。 ●事業者は、発達障害などについて理解を深めることにより、保護者の研修への参加を支援します。

まちづくり指標

指 標 名 (協働の取組番号)	指 標 の 考 え 方	方向性	実 績 値 2011 (H23)	基 準 値 2016 (H28)	目 標 値 2022 (H34)
① 発達サポートセンターへの相談件数	発達サポートセンターへの発達・学習面・対人面などについての相談状況	↑	—	—	2,500件
② 児童・生徒の自立割合	特別な支援なく集団生活を送れるようになった(サポートファイルによる支援が不要になった)児童・生徒の割合	↑	—	3.4%	7.0%
③ 集団療育参加者数	集団療育への参加状況	↑	—	20人 2017 (H29)	30人
④ 市民・保護者向け研修参加者数	発達障害などに関する研修への市民・保護者の参加状況	↑	—	72人 2017 (H29)	120人

関連する主要施策

- ◆ (23) 出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり→P110
- ◆ (24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実→P112
- ◆ (26) 障害者・要援護者福祉の充実→P116

関連する個別計画

- ◆ 教育大綱
- ◆ 教育振興基本計画
- ◆ 地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画



施策2 学びや育ちを支える環境づくり

主要施策(6) 幼児教育と保育サービス等の充実

将来あるべき姿

幼児教育・保育を充実させるとともに、子どもや子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスなどを提供することで、地域で安心して子育てができ、人間性豊かな子どもたちがすくすくと育っています。

協働の取組

① 就学前教育・保育の充実

現状と課題	核家族化の進行や女性の社会進出の増加などにより、就学前教育・保育のニーズが年々高まっています。特に、0歳児から2歳児までの保育の利用希望が増加しており、将来的に、待機児童 ^{*125} の発生が見込まれることから、保育の受け皿を確保する必要があります。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであることから、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努めていく必要があります。
市の取組	新たに、公立認定こども園を整備するとともに、段階的に、公立幼稚園や認定こども園、保育所を集約し、職員を効率的に配置することに加え、私立保育所の施設整備を支援することで、幼稚園教育と保育の両面の良さを最大限に活かしながら、保育の量を確保し、「待機児童0」の維持に努めます。あわせて、幼児教育の重要性に鑑み、3歳児から5歳児までの幼稚園保育料に相当する費用を助成します。また、幼児期に「思いやり」や「いたわり」といった心を育み、「違いを違いと思わない」絶対人権感覚が発達した子どもを育成します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、子どもに適切な就学前教育を受けさせるよう努めます。 ●事業者は、質の高い就学前教育・保育を提供します。

② 保育サービス等の充実

現状と課題	女性の社会進出の増加や就労・生活スタイルの多様化により、一時預かりや延長保育、病児(病後児) ^{*192} 保育、アフタースクールなど、多様な保育サービスの提供や地域で子育てを支えるための活動が求められています。
市の取組	休日保育、病児(病後児)保育など、民間事業者では実施が困難なサービスについては、公立園が実施することとし、民間事業者において実施が可能なものについては、民間活力を活用したサービス提供に取り組みます。また、アフタースクールについては、小中一貫校の開校後も適切に運営するとともに、ファミリー・サポート・センターを継続して運営し、地域における子育て相互援助活動を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	●市民は、地域における子育て相互援助活動に協力します。 ●事業者は、多様な保育サービスの提供に努めます。また、子育てと仕事が両立できる職場づくりに取り組むとともに、勤務時間などについての配慮に努めます。

③ 児童館等の地域子育て支援拠点の充実

現状と課題	家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安を抱いている子育て家庭があることから、身近な場所において、親子の交流機会を提供するとともに、子育て支援に関する情報提供や相談・助言などを行うことが重要です。
市の取組	社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館、東条鯉こいランドに加え、地域子育て支援拠点とした兵庫教育大学の「かとうGENKI」において、未就園児を中心とした親子の交流と子育て相談を実施し、保護者の孤立化やストレスの軽減を図ります。また、東条鯉こいランドにおいて、利用者支援事業をあわせて実施します。
市民・地域・事業者等の取組	●保護者は、地域や子育て支援拠点の行事などに積極的に参加し、交流を深めます。 ●地域は、地域と子育て世代との交流の場をつくり、子育て世代との交流を図るとともに、地域ぐるみで子どもを見守ります。

まちづくり指標

指標名 (協働の取組番号)	指標の考え方	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
① 待機児童数	認定こども園などにおける待機児童の発生状況	→	0人	0人	0人
② 病児(病後児)保育利用登録者数	病児病後児保育施設「かとおこ」の利用登録状況	↑	—	258人	310人
③ 児童館等来館者数	社児童館「やしろこどものいえ」と滝野児童館、東条鯉こいランド、かとうGENKIの利用状況	↑	64,612人	70,999人	77,000人

関連する主要施策

- ◆ (4) 健全な子どもを育てる環境づくり→P72
- ◆ (18) 人権施策の総合的推進→P100
- ◆ (23) 出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり→P110
- ◆ (24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実→P112
- ◆ (36) 労働・雇用の促進→P136

関連する個別計画

- ◆ 地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ◆ 子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 公共施設等総合管理計画
- ◆ 人権尊重のまちづくり基本計画

新設認定こども園完成イメージ

